

令和5年 第4回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月24日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美左	緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡		政	美
	関	根	俊	男
	梅	山	友	行
	石	関		功
	小	池	昭	三
	小	川		肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

報告第4号 生産緑地のあっせんについて

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主幹 加藤照樹

主任 岡安育子

主任 矢崎勇生

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

ただいまから令和5年第4回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

議事に移る前に、令和5年度の市の人事異動により事務局職員の体制が変わりまして、堀野主査が異動し、新たに矢崎主任が着任しましたので、ご紹介をさせていただきます。

◆矢崎主任

(矢崎主任挨拶をする)

◆局長

それでは、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり進めることとなっております。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第2回2月の議事録を確認いたします。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願ひします。

(事務局修正を述べる)

ただいま事務局から第2回の議事録について修正の説明がありました。

何か質問等ございますか。

(委員意見を述べる)

ほかに意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、第2回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番 倉持昭夫委員、8番 田中吉雄委員にお願いいたします。
続いて、日程第2議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の1ページ、議案第1号をご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。
今回は1件でございます。

番号1、土地の所在 権現堂字砂畑〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積202㎡、
譲受人 春日部市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇。

譲渡人の〇〇さんは、当該地及び隣地の住宅を相続で取得したものの、すでに杉戸町に居住していて耕作も困難なため、今回の代理人である不動産業者に相談をしたとのこと。また、譲受人の〇〇さんについては、弟が隣地の住宅を買うことになったのですが、弟は農業を直接やった経験がほぼないということで、兄の〇〇さんが農家で春日部市内で5反くらい耕作しているため、まずは〇〇さんを中心として隣の住宅に住む弟を指導しながら畑をやっていくという話でした。このことにより、譲受理由は経営規模拡大、譲渡理由は労力不足とさせていただいております。なお、譲受人の住所地である春日部市の農業委員会に確認をしたところ、適正に農業経営をしているとのことでした。

資料3のNo.1をご覧ください。今回の申請地の〇〇という筆は旗竿敷地となっております。こちらは、実は昭和50年に譲渡人の〇〇さんの祖父が家を建てるということで農地法第5条の農地転用の許可をすでに取得していましたが、家を建てるということが実現しないまま亡くなり、祖父から〇〇さんの母親に相続し、さらに〇〇さんが相続ということで、結局かなわないまま現状に至っています。春日部農林振興センターに当時の許可の有効性を確認したところ、当時の譲受人、譲渡人双方が亡くなっているため、これから転用を実現する人がいないということなので、当時の許可は無効になるということでした。現状の利用形態であれば、畑として農地法第3条の許可が必要ということになります。

譲受人の耕作面積・家族数 面積 春日部市で5,348㎡、家族数3人、耕作者数2人、所有権移転となっております。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

なお、先ほど申し上げたとおり、譲受人は春日部市に住んでいますが、所有するトラックで農機具を運搬してくるので問題ないということです。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

今、事務局から説明があったとおりで、もうほとんどないのですが、述べさせていただきます。

申請地は譲渡人の〇〇さんが相続した土地です。住宅と隣に畑があり、〇〇さんと娘で定期的に雑草取りと家の管理を5年間していました。ただ、今後維持していくのは非常に困難なため、不動産屋にお願いしたところ、春日部市の〇〇さんが見つかりまして、今回の所有権移転という流れになっています。

譲受人の〇〇さんの自宅からは遠いのですが、宅地もセットで購入するというので、そこには弟が住んで、畑は202㎡の家庭菜園的な広さですが、耕作していくようです。

なお、隣接する水田のところに30～40cmくらいの幅で水落とし的な部分がありますが、不動産屋に確認したところ、先ほどの説明のとおり何十年前からそうなっていて、特に問題はないでしょうとのことでした。購入する〇〇さんのほうもそのまま維持しますので、ご迷惑をおかけすることはないと思いますということでした。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について説明していただきました。何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

今説明を受けましたが、旗竿敷地になっているのはおそらく水路に落とすためにつくったと思うのですが、幅が40cmくらいの農地ということだと、後の管理というのが大変になってくるのではないかと思います。そういった指導はしていますか。

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

まず、隣の家を買うということで〇〇さんの弟が窓口に来て、農地を兄が耕作するというお話があり、私もそのとき初めて公図を見たのですが、旗竿敷地でかなり狭いので、ここの部分は耕作できないけれども雑草の管理が必要です。大丈夫ですかとお聞きしたところ、大丈夫です、きちんと管理していきますということでした。

その後、代理人の市内不動産屋にも全く同じことを質問しました。ここを農地で買っ

て耕作するということですが、後ろの水路側に向かう細いところは耕作できないと思われます。雑草対策は大丈夫ですよと確認したら、宅建業法で決まっている重要事項説明の中で話をして相手に了解をもらっているということでした。

◆委員

分かりました。管理していただければいいのです。

◆会長

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆委員

隣の〇〇の宅地も一緒に買うということですね。

◆事務局

私が聞いているのは、宅地を買うのは譲受人の弟だということです。農地付きだけれども、弟は機械も持ってないし経験も浅いので、農家である兄の〇〇さんが農地法第3条で取得して、まずは〇〇さんが中心となって進めていくそうです。弟に経験を積んでもらって、202㎡とそんなに広くないですから、いずれは任せていければなということでした。

◆委員

宅地の排水はどこに排水するというところで許可が出ているんですか。

◆事務局

〇〇の宅地に関しては、この公図では切れていますが、右側のほうに市道が通っていて、市道の反対側に水路があります。道路占用を取って、その水路に排水しています。

◆委員

分かりました。宅地に対しては今の水路は必要ないということですね。

◆事務局

裏側の水路には落ちていません。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにありますか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の2ページ、議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

資料2のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 大字幸手字前〇〇外3筆、登記地目 田及び畑、現況地目 田及び畑、面積 1,615㎡、譲受人 東京都港区〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 大字幸手〇〇 〇〇〇〇外2名、転用目的 店舗、施設の概要 店舗1棟199.53㎡。農地区分は、申請地から500m以内に大学及び小学校があり、県道及び市道に隣接する角地で、両方の道路に水道管、ガス管が埋設されているため、第3種となります。

20年の賃貸借権の設定となっております。

本申請は、店舗1棟を建築するもので、宅地部分の381.43㎡を含めた全体面積が1,996.43㎡の敷地設定となっております。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第9号に規定する沿道サービス施設として許可の見込まれるものとして、市の開発審査会において審査済みであり、農地転用と開発許可が同日となる見込みです。

申請地につきましては、北側に既存のアパート、東側に水路がありますが、コンクリートブロック内積みをする計画で、周囲への影響はありません。

また、必要書類が添付されており、立地基準及び一般基準ともに満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

本件は、ただいま事務局から説明があったとおり、宅地、畑、田んぼを(株)〇〇に賃貸し、それを転用して店舗および駐車場を造る案件です。

申請地は、県道と市道の接する交差点のところですよ。

去る4月17日、地元の〇〇委員に同席をお願いし、申請地に土地所有者の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに立ち会っていただき、状況、経緯等をお聞きしました。

一人目の〇〇さんは、先祖から農業を営んでいて農業機械等も全部そろっていますが、子供たちは会社員のため土地を徐々に手放していて、現在は4反くらいとのことですよ。

二人目の〇〇〇〇さんは会社員で、一人目の〇〇〇〇さんの弟ですよ。分家として昭和

54年からここに住んでいましたが、11年くらい前に住まいを移し、現在は春日部市のマンションに住んでおります。申請地は、以前田んぼだったところが市道拡幅のため道路になった際に、この部分だけ残ってしまったようで、庭の一部として使っていたとのことです。

三人目の〇〇〇〇さんも会社員で、親から相続した農地を現在全部で5反ほど持っています。一部の田んぼは耕作を依頼していますが、この案件の田んぼは雑草の整備のみで、15年間全く何も作っていなかったということでした。

このような状況の中、昨年夏ごろに（株）〇〇からのお話があったということで、三者の合意の下、賃貸することにしたそうです。

なお、駐車スペースは約30台、オープンは8月ごろの予定だそうです。

幸手の中心街とインターチェンジを結ぶ主要な道路に面していますし、立地的には良好な場所ではないかと思っております。

特に問題ないものと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について、質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、なしということで、2番の案件について承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2のNo.3をご覧ください。申請地は杉戸町との行政界の近くです。

番号3、土地の所在 戸島字中原〇〇外1筆、登記地目・現況地目共に畑、面積485.52㎡、譲受人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 宮代町〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 151.54㎡、農地区分につきましては、10ha未滿の広がり農地ということで、第2種となります。

所有権移転となっております。

本申請について、担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、自己用住宅の建築については許可が見込まれる案件とのこと、農地転用と開発許可は同日となる見込みです。

申請地は道路と宅地に面していて、農地に直接接している場所はありませんが、接道を取る正面の道路以外は三方をコンクリートブロック内積みにするというので、周囲

への影響はありません。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。
〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

4月14日に現地を確認に行きました。申請地は県道の北側に位置し、耕地整備がされていない住宅や畑地が混在する地区です。

譲渡人の〇〇さんは宮代町に住んでいるため耕作はせず、管理は近くの方に頼んで売りに出していたとのことですが、不動産屋の紹介で譲受人の〇〇さんが購入して自己用住宅を建てることになり、今回の申請になりました。先ほど述べたように住宅や畑が混在するところで道路後退して建てる計画です。

譲受人の〇〇さんは現在、杉戸町の賃貸住宅に夫婦で住んでいます。今回の案件については自己用住宅ですので、問題はないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、3番の案件について質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

この前の道は本当に狭いんですね。隣の家も奥へ引っ込んでいるので、その辺は事前に打合せはしてありますか。出入りに困るような細い道ですので。

◆事務局

資料3の公図を見ていただきますと、実は申請地はもともと後退している土地です。目の前の道路が2.7mの道路なので、センターで2つに分けると片側65cm後退になりまして、既にそれを見越した分筆線となっています。一般的には、非自己用の住宅の場合は4mや4.5mの通り抜け道路という要件が必要になりますが、自己用住宅の場合は通り抜け要件はなく、4m未満の道路の場合、センターから2mの部分まで下がれば建ててもいいという法律上の規定があります。その分は下がっているもので、特に今回の申請については問題なしということを確認しております。

◆委員

隣の栗原さんとの間の道路は私道ですか、公道ですか。これは道路ではないのですか。

◆事務局

ここは法定外道路ということで、建築基準法上は道路としては扱わないものです。ただの土地という扱いになります。市の土地があるという形なので、こちら側からは接道としてとろうとしてもとることはできません。

◆委員

奥の家の方はこの道路を使っていますか。

◆事務局

奥の家の方はこの道路を使っていないです。

ここはあくまで建築基準法外の道路なので、この道路を接道とすることはできません。

◆委員

これは隅切りとか、要望はできないんですかね。

◆事務局

先ほど説明したとおり、これは道路ではないので、これが仮に市道などであれば多分隅切りのお願いをしようと思うのですが、この土地を接道として住宅を建てることのできないので、お願いすることはできないと思います。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料1の3ページ、議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について説明します。

まず初めに、皆様のお手元に開催通知と同時に送らせていただいた議案予定は15件でしたが、本日お配りした議案は実は件数が1件減って14件となっております。この違いは、議案予定のうち6番の行幸地区の〇〇さんと〇〇さんの案件について、申請から本日の総会までの間に貸付人の〇〇さんがお亡くなりになったため、資料1の議案からは本案件を削除させていただきました。なお、この案件については、相続人の方に

今後の意向を確認させていただき予定となっております。

それでは、こちらの議案に沿って読み上げをさせていただきます。

設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類順で読み上げさせていただきます。

番号1、千塚 〇〇〇〇、円藤内 〇〇〇〇 幸手字長倉〇〇外2筆、田、2,898㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号2、千塚 〇〇〇〇、下川崎 〇〇〇〇、下川崎字北町〇〇外4筆、田、5,212㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号3、千塚 〇〇〇〇、幸手 〇〇〇〇、下川崎字亀田〇〇外1筆、田、3,392㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号4、千塚 〇〇〇〇、春日部市 〇〇〇〇、下川崎字亀田〇〇、田、495㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号5、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、幸手 〇〇〇〇、幸手字東町〇〇外2筆、田、2,868㎡、新規、10年、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号6、千塚 〇〇〇〇、千塚 〇〇〇〇、千塚字太子〇〇外1筆、田、505㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号7、千塚 〇〇〇〇、千塚 〇〇〇〇、千塚字太子〇〇外9筆、田、8,112㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号8、千塚 〇〇〇〇、円藤内 〇〇〇〇、千塚字山王〇〇外5筆、田、6,291㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号9、千塚 〇〇〇〇、円藤内 〇〇〇〇、円藤内字外野〇〇外2筆、田、1,708㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号10、千塚 〇〇〇〇、高須賀 〇〇〇〇、松石字塚〇〇外3筆、田、6,529㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号11、神扇 (有) 〇〇、平須賀一丁目 〇〇〇〇外1名、こちらは2筆ありますが、権利の種類が分かれています。平須賀一丁目〇〇、田、2,367㎡、新規、10年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定、平須賀二丁目〇〇、田、1,152㎡、新規、10年、水稻、こちらは無償で使用貸借権の設定となっております。

番号12、神扇 (有) 〇〇、平須賀一丁目 〇〇〇〇外2名、こちらも2筆に分かれています。平須賀一丁目〇〇、田、2,120㎡、新規、10年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定、平須賀一丁目〇〇、田、505㎡、新規、10年、水稻、こちらも先ほど同様に無償で使用貸借権の設定となっております。

番号13、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽字堀

内〇〇、田、861㎡、新規、10年、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号14、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽字会野谷〇〇外2筆、田、6,967㎡、新規、10年、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

それでは、まず初めに1番から5番の案件が幸手地区となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員お願いします。

◆推進委員

まず1番ですが、本件は更新の申請です。貸付人の〇〇さん本人から話を伺いました。〇〇さんは現在自宅近くの農地で稲作を行っていますが、本件の農地は自宅から遠く、県道や交通量の多い大通りを通るため、以前から借受人の〇〇さんに耕作をお願いしているとのこと。今回契約期間が切れるため、契約の更新を行うものです。

また、借受人の〇〇さんですが、農業委員会総会において幾度となく承認されている方です。

次に2番ですが、本件は更新の申請です。貸付人の〇〇さん本人から話を伺いました。以前から借受人の〇〇さんに耕作をお願いしていましたが、今回契約期間が切れるため、契約の更新を行うものです。〇〇さんは現在妻と2人暮らしで、農機具はトラクターだけとのこと。

なお、借受人については1番と同様です。

次に3番ですが、本件は新規の申請です。貸付人の〇〇さん本人から話を伺いました。本件の農地は、長年、借受人の〇〇さんに耕作をお願いしていましたが、〇〇さんの都合により、最近の2年間は耕作の依頼を中止していたとのこと、今回新規として新たに契約をするものです。〇〇さんは現在自動車関係の会社を経営していて、農機具は一切ないとのこと。

なお、借受人については1番と同様です。

次に4番ですが、本件は新規の申請です。貸付人の〇〇さんは現在春日部市に住んでいます。体調が悪いとのこと、〇〇さんの夫から電話で話を伺いました。〇〇さんは3番の〇〇さんのおばということです。申請地は、3番の〇〇さんの農地の隣で一体として耕作をお願いしていて、貸付の内容も〇〇さんと同じとのことでした。

なお、借受人については1番と同様です。

最後に5番ですが、本件は新規の申請です。貸付人の〇〇さん本人から話を伺いまし

た。以前から相対で知人に耕作をお願いしていましたが、今回正式な手続で貸すことにしたとのことです。

なお、埼玉県農林公社を通して上吉羽の〇〇さんが借受人となるものです。

以上のことから、今回の案件については問題ないと考えています。

◆会長

ありがとうございました。

このことにつきまして、何か意見等ございますか。

(なしの声あり)

なしということですので、次に移ります。

6番から10番の案件は行幸地区となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員お願いします。

◆推進委員

まず、6番は更新の申請です。貸付人の〇〇さんは、3反ある農地はほぼ自身で耕作していますが、この案件の田んぼが狭くて少しやりづらかったところ、借受人の〇〇さんが隣接農地を借りることになり、一体化できるということで5年前に利用権設定をしたそうです。今回設定期間が満了するため、更新の申請をしたとのことでした。

次に、7番の案件も更新です。貸付人の〇〇さんは父親が5年前に亡くなり、ご本人はその当時は勤めていて、あまり農業に携わってこなかったため耕作が難しいということで、借受人の〇〇さんが近所なので、5年前に〇〇さんをお願いしたそうです。こちらも設定期間満了のために更新の申請をしたものです。

次に、8番は新規になります。貸付人の〇〇さんは以前から借受人の〇〇さんに耕作をお願いしていましたが、昨年は自分自身で耕作をするということで更新しませんでした。しかし、事情により今年改めて契約を結んだとのことです。補足ですが、〇〇さんは借受人の〇〇さんのところで働いているそうです。

次に、9番は更新になります。貸付人の〇〇さんは年齢的に耕作が困難になり、5年前に借受人の〇〇さんをお願いしたそうで、期間満了でこちらも申請したとのことです。〇〇さんは他の地域にも1.5反ほどの農地があるそうですが、これはその地域の方に耕作をお願いしているようです。また、自宅近くの農地は所有するトラクターで自分で管理していくそうです。

最後に10番です。こちらは新規になります。貸付人の〇〇さんは今までは自分で耕作してきましたが、年齢的なことと、さらに体を壊してしまい耕作を続けることが困難になったそうです。〇〇さんは以前に借受人の〇〇さんのところで造園のほうで働いていたことから、今回お願いしたとのことでした。

借受人はすべて〇〇さんで、要件は満たしていますので、問題ないと考えます。
審議のほど、よろしく申し上げます。

◆会長

ありがとうございました。
ただいま〇〇委員から説明をしていただきました。
何か質問等ございますか。
(なしの声あり)
ないということで、次に移ります。

11、12が私の関係する案件になりますので、退席して、会長代理にお願いしたい
と思います。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

11、12番については八代地区となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を
伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

11番と12番ですが、貸付人が共有名義になっていまして、その共有者の人数の違
いによって別々の案件になっていますが、貸付人の代表者は同じ方ですので、まとめて
説明させていただきます。

2件とも新規申請となります。貸付人の〇〇さんは会社勤めをしていまして、年々体
力的にも農業との両立が厳しくなってきたことから、借受人の(有)〇〇に相談したと
ころ引き受けてくれるということで、今回の手続に至ったとのことでした。

なお、申請地のうち2筆については面積が小さいため、両者合意の上で借賃なしの使
用貸借権にしたそうです。

2件とも特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に11、12番について説明していただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、ないということで、ここで議長を会長に戻したいと思います。

(会長復席)

◆会長

それでは、続けさせていただきます。

13番と14番の案件が権現堂地区となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

13番と14番の案件は隣り合わせの田んぼのため、一緒にご説明したいと思います。

4月16日に13番の貸付人の〇〇さん及び14番の貸付人の〇〇さんのお宅に訪問してお話を伺いました。〇〇さん所有の田んぼと〇〇さん所有の田んぼが隣り合わせだったため、以前から相対で14番の〇〇さんが耕作していたとのことです。

13番の〇〇さんは、農機具は古くなったので全部処分したそうです。所有するほかの田んぼは天神島の〇〇さんに耕作してもらっているとのことです。

14番の〇〇さんは、農機具は分家との共同所有だそうです。去年の秋に体調を崩し、時々めまいがあるそうで定期的に病院に通院しているとのことでした。年齢のことも考え耕作することをあきらめ、今回の利用権の設定に至ったものです。

両方とも新規10年の設定で、埼玉県農林公社を通して上吉羽の〇〇さんが借受人となるものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

権利の設定を受ける者、土地の所在、地目、面積、権利の種類、契約期間、賃借料、作物の順で読み上げさせていただきます。

番号1、上吉羽 〇〇、幸手字東町〇〇外6筆、田、10,696㎡、賃貸借権設定、

10年、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻。

申請人の〇〇氏につきましては、認定農業者であり、以前にも配分計画により新たな農地の耕作を進めるなど、上吉羽地区で大規模に農業経営をしており、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えています。

以上です。

◆会長

ただいまの農用地利用配分計画案について質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

この配分計画と逸脱するのかもしれませんが、こういう請負人の選定というか、そういった部分の流れというのは実際どうなっているのですか。中間管理機構で指定するんですか。それとも認定農業者とか、請け負っている業者さんのところにお声をかけて、うちがやりますとか、そういう形になっているのでしょうか。

◆会長

そのことについて、事務局、分かる範囲でお願いします。

◆局長

借受人については、中間管理機構では選定はしていません。実際は、貸出人から借受人をこの方、この場合については〇〇さんをお願いしたいということで市のほうに話がありまして、〇〇さんの場合は市のほうから中間管理事業を活用してほしいとお願いしていましたので、貸出人から〇〇さんに話があった際に、中間管理事業で貸借をしたいという話をしていただいて、市役所のほうに話を持ってきていただいたという形になります。

◆委員

貸付人と借受人である程度決めて、利用権設定だけにするか、中間管理機構を通してやるかという流れということですね。事前にもう決まっているということでしょうか。

◆局長

そうですね、事前に貸付人と借受人が決まっているという状況です。

◆委員

中間管理機構が主導権を持って進めるということは、今の段階ではできていないということですね。

◆局長

そうですね。幸手だけではなくて、県内は全てそういう形で貸借が行われています。

◆会長

原則、借受人がいないと、中間管理事業は利用できないということです。

この案件については市役所に相談があったわけですね。

◆局長

借受人の〇〇さんからお話しがありました。

◆会長

〇〇委員が疑問に思ったのは、上吉羽地区の農地について先日 J A に依頼したら、八代地区の〇〇さんが受けていたということで、この地区では〇〇さんがいるので、本来はその地区の方になるべくお願いしたほうが長い目で見るといいのではないかとということだと思っております。

◆委員

J A も基本的には中間管理機構を通す形を推進していますよね。J A に相談したら、そこで譲受人をぽんと紹介されたということがあったものですから、どういう流れなのかと思っておりました。

◆会長

その辺は私も J A の役員もやっておりますので、今日も会議がありますから、確認しておきます。

◆委員

分かりました。

◆委員

すみません、よろしいですか。

自分で耕作してくれる人を探せる人はいいいんですが、探せない人は、今話に出たように農協に相談に行ったり市役所に相談に来たりするわけですね。そこで中間管理機構を通してという話になれば、中間管理機構は借受人を探してくれないので、市役所か農協で探すことになるわけで、最初から耕作者が決まっているとか本人が探してきたという場合もあるでしょうが、原則は市役所か農協に相談して、その地区で受け手となってくれる人など事前に登録している人にあっせんするような、そんな感じですよ、流れとしては。

◆局長

流れとしては、そうなりますね。

◆会長

それでは、農用地利用配分計画案については意見なしということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第 4 号については終了します。

続いて、議案第 5 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第5号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明します。

(事務局より内容の説明をする)

◆会長

ただいま令和5年度の最適化活動の目標の設定についての説明をしていただきました。
何か質問等ございますか。

(推進委員の質問に事務局が回答する)

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、なしということで、議案第5号令和5年度最適化活動の目標の設定等については承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第5号令和5年度最適化活動の目標の設定については承認されました。
次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

続いて、報告第3号を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第3号雑草の対応状況についてでございます。

(雑草対応状況を報告する)

◆会長

それでは、続いて、報告第4号を事務局、お願いいたします。

◆事務局

報告第4号生産緑地のあっせんについてでございます。

(生産緑地のあっせんについて報告する)

◆会長

大変お疲れさまでございました。

皆様のご協力により議事の全てが終了しましたので、局長にお返ししたいと思います。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5、その他です。事務局からの事務連絡があります。

◆事務局

事務局から事務連絡が2件ございます。

(事務連絡をおこなう)

◆局長

それでは、皆様大変お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年6月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 倉 持 昭 夫

署名委員 田 中 吉 雄